第1章

平成29年度税制改正のポイント

平成29年度税制改正のポイント

平成29年度税制改正では、経済社会の構造変化を踏まえた個人所得課税改革の第一弾として、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から、配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われました。また、家計の安定的な資産形成を支援する観点から、つみたてNISAが創設されました。

1 所得税・住民税の改正

①配偶者控除および配偶者特別控除の見直し（平成30年分以後の所得税、平成31年度分以後の住民税）P327

配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限が76万円未満から123万円以下まで引き上げられます。一方、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除の適用を受けることができなくなります（配偶者特別控除は、現行も適用不可）。

2 金融・証券税制の改正

①つみたてNISAの創設（平成30年1月1日以後）P71

少額からの積立・分散投資を促進するためのつみたてNISAが新たに創設されます。従来のNISA・ジュニアNISAとの違いは、投資利用限度額（非課税枠）が年間40万円であること、非課税期間が投資した年から最長20年間であること、投資対象が一定の要件を満たした投資信託に限定されること、などがあります。

②NISA・ジュニアNISAの非課税期間終了時の移管限度額の撤廃P67 P75

NISA・ジュニアNISAにおいて、5年間の非課税期間終了時に翌年の非課税管理勘定、継続管理勘定へ移管する場合、非課税期間終了時の上場株式等の時価が年間の投資利用限度額（NISA：120万円、ジュニアNISA：80万円）を越えていても、当該上場株式等すべての移管が可能となります。

3 資産課税の改正

①相続税・贈与税の納税義務の見直し（平成29年4月1日以後の相続、遺贈、贈与）P147

国外財産が相続税または贈与税の課税対象外となる要件が、被相続人または贈与者および相続人または受贈者のいずれもが相続開始前または贈与前10年超（改正前：5年超）日本に住所を有していない場合等に改正されるなど相続税、贈与税の納税義務の見直しが行われました。

②取引相場のない株式の評価方法の見直し（平成29年1月1日以後の相続、遺贈、贈与）P193

取引相場のない株式の評価について、類似業種比準方式の計算方法等の見直しが行われました（財産評価基本通達の改正）。